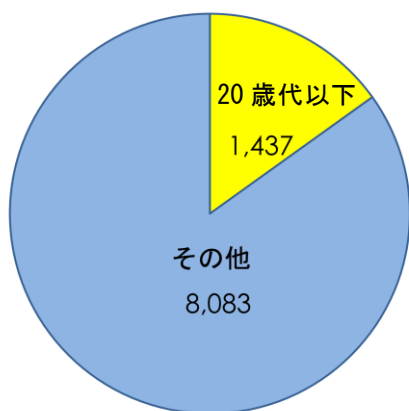


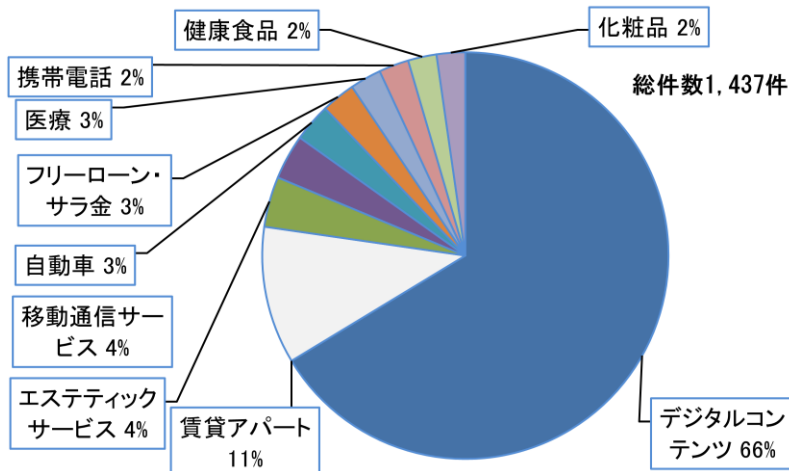
最近の若者によくある相談(平成23年度)

相談件数

総件数9,520件 うち20歳代以下1,437件



相談の多い商品・サービス 20歳代以下 上位10位



=相談事例=

デジタルコンテンツ

- ・スマートフォンでネット検索中にアダルトサイトにつながってしまい、「登録完了」「利用料9万円」と表示された。
- ・SNSで芸能人のマネージャーと名乗る人と親しくなり「お金を払うから、タレントの相談相手になってやってほしい」と頼まれ、出会い系サイトに登録した。サイトでタレントとメールのやり取りをするたびに、利用料をカード決済してきたが、もう支払えない。

エステティックサービス

- ・エステの無料体験に出向いたところ、高額なコースをクレジットで契約させられた。解約したい。

マルチ商法

- ・SNSで知り合った人に喫茶店に呼び出され、マルチ販売組織の入会と健康ドリンクの契約をさせられた。



携帯電話

- ・スマートフォンを購入してから1ヵ月以内に5回も故障した。その度に修理に出し、今も修理中である。ほとんど使用できていないので交換か解約をしてほしい。

賃貸アパート

- ・契約していたマンションを退去するにあたり、敷金の戻りが少ない。内訳をみると部屋のクリーニング費用を請求されている。負担しないといけないうか。

若い人をターゲットにした悪質商法や消費者トラブルが多発しています。
怪しいな、困ったなと思ったら、お住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

消費者ホットライン

0570-064-370

お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します

大阪府消費生活センターホームページ

<http://www.pref.osaka.jp/shouhi/>